## 「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画(第4期)」に基づく進行管理表 (事業実施予定表)

## 第3 道路、住宅等における防犯への配慮

施策	事業	具体的な取組内容	H30計画	担当課
1 道路等における防犯への配慮	(1)道路の歩車道分離、夜 間照明確保等	犯罪防止に配慮した道路の普 及	<ul><li>○ 道路整備において、必要に応じて歩道と車道の分離や夜間照明の確保等、犯罪の防止に配慮した道路の普及を行う。</li></ul>	道路維持課 道路建設課 生活安全企画課
		道路環境整備の促進	○ 道路管理者や地域活動団体等と連携して、道路上の障害物撤去や植栽剪定による周囲からの見通しを確保する。 ○ 防犯ボランティア団体等との連携による見通しの確保、街頭防犯カメラ設置を促進する。	道路維持課 生活安全企画課
	(2)公園の夜間照明、見通 し確保等	犯罪防止に配慮した公園の普 及	○ 県及び市町村公園担当者に「防犯に関する指針」パンフレットについて情報提供を行う。 ○ 県及び市町村公園担当者を対象に開催する「都市計画研修会」において、「防犯」 に関する指針」の内容を説明し、防犯対策について情報提供を行う。	都市計画課
		公園管理者等への対策	○ 公園管理者と連携し、園内の環境整理及び街頭防犯カメラの設置を促進する。	生活安全企画課
	(3)駐車場·駐輪場の夜間 照明、見通し確保等	犯罪防止に配慮した駐車場・駐 輪場の普及	<ul> <li>○ 県及び市町村公園担当者に「防犯に関する指針」パンフレットについて情報提供を行う。</li> <li>○ 県及び市町村公園担当者を対象に開催する「都市計画研修会」において、「防犯に関する指針」の内容を説明し、防犯対策について情報提供を行う。</li> <li>○ 駐車場、駐輪場管理者に対する環境整備及び街頭防犯カメラの設置を促進する。</li> </ul>	都市計画課 生活安全企画課
	(4)防犯に関する指針の 普及	「犯罪の防止に配慮した道路等 の構造、整備等に関する指針」 の周知、普及	○ 県ホームページ等で周知を図る。 ○ 県及び市町村公園担当者に「防犯に関する指針」パンフレットについて情報提供を行う。 ○ 県及び市町村公園担当者を対象に開催する「都市計画研修会」において、「防犯に関する指針」の内容を説明し、防犯対策について情報提供を行う。 ○ 道路等の管理者や関係機関・団体に対する周知・普及を図る。	環境生活総務課 道路維持課 都市計画課 生活安全企画課
2 住宅における防犯への配慮	(1)防犯推進住宅の普及	防犯性能の高い住宅の普及	〇 防犯カメラ、防犯砂利、補助錠等の防犯設備の整備を促進する。	生活安全企画課
		防犯推進住宅制度の周知等	<ul><li>○ 県警ホームページで周知を図る。</li><li>○ 建築住宅課及び(一財)島根県建築住宅センターホームページにて周知を図る。</li><li>○ (一財)島根県建築住宅センター主催イベント時における周知を図る。</li></ul>	生活安全企画課 建築住宅課
	(2)防犯に関する指針の 普及等	「犯罪の防止に配慮した住宅の 構造、設備等に関する指針」の 周知	○ 県ホームページ等で周知を図る。 ○ 建築住宅課及び(一財)島根県建築住宅センターHPにて周知を図る。 ○ 指針及び「防犯性能の高い建物部品」、「住宅性能評価制度」等の周知と利用促進を図る。	環境生活総務課 建築住宅課 生活安全企画課